平成22年12月6日付けの通達の修正事項は下記の通り。 包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表について

- 改正後及び現行の欄: I 2 (1) 中「または全部」を削る。
- 改正後の欄: (別紙1) 一般包括輸出許可の条件(7) 中の「<u>表1</u>」を「<u>(表1)</u>」に、「<u>表2</u>」を「<u>(表2)</u>」とし、<u>(表1)</u>を以下のとおり改める。

(表1)

(表 1)									
	用途	核兵器等	その他の						
	仕向地	の開発等	軍事用途						
	輸出令別								
用いられ	表第3に掲げる地	失効	報告						
る場合	域								
	上記以外	失効	失効						
用いられ	輸出令別								
るおそれ	表第3に	失効							
がある場	掲げる地	(注2)							
合	域								
L	上記以外	失効							
	輸出令別								
用いられ	表第3に		報告						
る疑いが	掲げる地	届出	TA 14						
ある場合	域								
	上記以外		届出						

● 現行の欄:(別紙1)一般包括輸出許可の条件(5)中4行目の「又は」に下線を付し、 表を以下のとおり改める。

	用途	核兵器等	その他の
	仕向地	の開発等	軍事用途
	輸出令別		
用いられ	表第3に	失効	報告
る場合	掲げる地	\X\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	TK CI
.040 D	域		
	上記以外	失効	失効

用いられ	輸出令別		
	表第3に	失効	
るおそれ	掲げる地	(注2)	
がある場	域		
合	上記以外	失効	
	輸出令別		
用いられ	表第3に		報告
る疑いが	掲げる地	届出	和口
ある場合	域		
	上記以外		届出

● 改正後の欄:(別紙2)一般包括役務取引許可の条件(8)中1行目の「若しくは」及び4行目の「、」に下線を付し、(表1)及び(表2)を以下のとおり改める。

(表1)

(1) 1	<u>/</u>		
	用途	核兵器等	その他の
	提供地	の開発等	軍事用途
利用され	輸出令別表第3に	失効	報告
る場合	掲げる地域		
	上記以外	失効	失効
利用され	輸出令別表第3に	失効	
るおそれ がある場	掲げる地	(注2)	
合	域		
1	上記以外	失効	
	輸出令別		
利用され	表第3に		報告
る疑いが	掲げる地	届出	
ある場合	域		
	上記以外		届出

(表2)

提供地	輸出令別表第3に掲げる
	地域以外

提供される技術を利用す	
る者が軍若しくは軍関係	P#(**0)
機関又はこれらに類する	届出(注3)
機関である場合	

● 現行の欄:(別紙2)一般包括役務取引許可の条件(5)中1行目及び4行目の「又は」 に下線を付し、表を以下のとおり改める。

-		•		
	用途	核兵器等	その他の	
	提供地	の開発等	軍事用途	
	輸出令別			
THE ALL	表第3に	失効	報告	
利用され	掲げる地	大划	報告	
る場合	域			
	上記以外	失効	失効	
THE ALL	輸出令別			
利用され	表第3に	失効		
るおそれ	掲げる地	(注2)		
がある場	域			
合	上記以外	失効		
	輸出令別			
利用され	表第3に		報告	
る疑いが	掲げる地	届出	報 古	
ある場合	域			
	上記以外		届出	

- 現行の欄:別添Aから別添Hまでにつき、各1枚目中「(裏面参照)」に下線を付す。
- 改正後の欄:別添Aから別添Hまでにつき、各1枚目中「(改正案)」を「改正後」に 改め、「(裏面参照)」を削る。
- 別添 I 中「仕向地」を「提供地」に改める。

輸出管理内部規程の届出等についての一部を改正する通達新旧対照表について

- 改正後の欄: II 6 (2) 中「(ただし」を「ただし」に、「保存すること)。)」を「保存すること)。」に改める。
- 現行の欄:II6(2)中「(ただし」を「ただし」に、「保存すること。)」を「保存すること。」に改める。

- 別添の(様式3)中「輸出者等概要・自己管理チェックリスト(改正案)(傍線部分は 改正部分)」を「輸出者等概要・自己管理チェックリスト(改正後)(傍線部分は改正 部分)」に、「自己管理チェックリスト(改正案)(傍線部分は改正部分)」を「自己管 理チェックリスト(改正後)(傍線部分は改正部分)」に改める。
- 改正後の欄:別添の(様式3)に、下記の改正部分を加える。

	(直	近の事業年度:	年	月~	年	月)						
	総売上額又は総収入額					-	[【ホワイト国(<u>注9)</u> を除く上位3ヶ国】				
12.	小心ン	じ上領人は秘収八領				'	百万円	13.	1			百万円
輸		貨物の輸出額			**************************************		百万円	国別	2			百万円
出状		貝物の制山館	.物の制工領			日刀口			3			百万円
況		直接輸出額(※1)			-	百万円	出生	別	イラン		百万円	
等		直接制山銀(201)				'		寸 <u>(注8)</u>	表 第	イラク		百万円
		直接輸出額のうち、リスト	-規制貨物の額(※ 2)		ī	百万円		4	北朝鮮		百万円

(注8) 国別輸出額は、12.(※1)の直接輸出額の内訳として記入すること。

(注9) アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

14. 主要なリスト規制貨物・技術(1~15項(に該当)仕向地及び海外主要取引先(直近の事業年度)

項番 <u>(注10)</u>	省令番号 <u>(注11)</u>	リスト規制貨物・技術の名称	比率 <u>(注12)</u>	製品•技術	仕向地	需要者又は輸入者 <u>(注13)</u>	取引形態等
項-()			%	自社·購入		現地法人・その他	在庫販売·受注販売·返品修理等
項-()			%	自社•購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
項-()			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売·受注販売·返品修理等
項-()			%	自社•購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
項-()			%	自社•購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
項-()			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
項-()			%	自社•購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
項-()			%	自社·購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等

(注10) 項番には輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1又は外国為替令(昭和55年政令第260号)別表の項番を記入すること。

(注11) 省令番号には輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)の番号を記入すること。

(注12) リスト規制貨物の直接輸出額(「12.直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額(※2)」)に対する当該項番の貨物の直接輸出額のおおよその割合を記入すること。なお、技術の場合には「一」を記入すること。

(注13) 需要者が<u>判明していない場合には、輸入者とすること。</u>

15	仕向地	取引先商社等名	時期 <u>(注16)</u>	16	仕向地	外国ユーザーリスト掲載需要者名	輸出貨物・提供技術の名称	時期 <u>(注16)</u>
15. 輸出貿易管理令				10. 外国ユーサ [*] ーリスト掲				
の別表第4に掲				載需要者への輸				
げる3ヶ国向け輸- 出等における主				出等の状況 (直近の5事業年				
な商社等名 (直近の5事業年				度) <u>(注15)</u>				
(直近の5事業年 度) <u>(注14)</u>								

(注14) 主な商社等名が6以上ある場合は、仕向地、取引先商社等名、時期をそれぞれ記載した別紙(様式自由)を添付すること。

(注15) 外国ユーザーリスト掲載需要者が6以上ある場合は、仕向地、外国ユーザーリスト掲載需要者名、輸出貨物・提供技術の名称、時期をそれぞれ記載した別紙(様式自由)を添付すること。

(注16) 輸出又は提供の時期(年月)を記入すること。同一案件が複数ある場合には直近の時期を記入し、その他の時期の輸出又は提供はそれぞれ(注14)、(注15)で要求される別紙に記載すること。

● 現行の欄:別添の(様式3)に、下記の改正部分を加える。

	(直近	の事業年度:	年	月~	年	月)							
	松丰	総売上額又は総収入額				百万円				【ホワイト国(注8) を除く上位3ヶ国】			
12.	心のソビニ	し領人は秘状八領					ロカロ	13.		1		百万円	
輸	15	貨物の輸出額			百万円			国 円 別 輸		2		百万円	
出状	5									3		百万円	
況		直接輸出額(※1)					百万円	当等		別	イラン	百万円	
等		巨技物山協(※1)		ロカロ	立 (注7)		表 第						
		直接輸出額のうち、リスト規	制貨物の額(※	(2)			百万円			4	北朝鮮	百万円	

(注7) 国別輸出額は、12.(※1)の直接輸出額の内訳として記入すること。

(注 8) アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

| 14. 主要なリスト規制貨物・技術(1~15項に該当)仕向地及び海外主要取引先(直近の事業年度)

項番 <u>(注9)</u>	省令番号 <u>(注10)</u>	リスト規制貨物・技術の名称	比率 <u>(注11)</u>	製品•技術	仕向地	需要者又は輸入者 <u>(注12)</u>	取引形態等
項-()			%	自社·購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
項-()			%	自社•購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
項-()			%	自社·購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
項-()			%	自社·購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
項-()			%	自社·購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
項-()			%	自社·購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
項-()			%	自社·購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
項-()			%	自社•購入		現地法人・その他	在庫販売·受注販売·返品修理等

(注9) 項番には輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1又は外国為替令(昭和55年政令第260号)別表の項番を記入すること。

(注10) 省令番号には輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)の番号を記入すること。

(注11) リスト規制貨物の直接輸出額(「12.直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額(※2)」)に対する当該項番の貨物の直接輸出額のおおよその割合を記入すること。なお、技術の場合には「一」を記入すること。

(注12) 需要者が判明して<u>いない場合には、輸入者とすること。</u>

15.	仕向地	取引先商社等名	時期 <u>(注15)</u>	16	仕向地	外国ユーザーリスト掲載需要者名	輸出貨物・提供技術の名称	時期 <u>(注15)</u>
輸出貿易管理令				りる. 外国ユーサ゛ーリスト掲				
の別表第4に掲 げる3ヶ国向け輸出等における主 な商社等名 (直近の5事業年				載需要者への輸 出等の状況				
				(直近の5事業年				
				度) <u>(注14)</u>				
度) <u>(注13)</u>								

(注13) 主な商社等名が6以上ある場合は、仕向地、取引先商社等名、時期をそれぞれ記載した別紙(様式自由)を添付すること。

(注14) 外国ユーザーリスト掲載需要者が6以上ある場合は、仕向地、外国ユーザーリスト掲載需要者名、輸出貨物・提供技術の名称、時期をそれぞれ記載した別紙(様式自由)を添付すること。

(注15) 輸出又は提供の時期(年月)を記入すること。同一案件が複数ある場合には直近の時期を記入し、その他の時期の輸出又は提供はそれぞれ(注13)、(注14)で要求される別紙に記載すること。

● (様式3)の(注7)に基づく別添を下記に改める。

一般包括許可の返送に係る輸出及び返送に係る技術の提供に係る報告 (報告の対象となる期間:平成 年 月 日~平成 年 月 日)

記 許可番号(輸出許可): 許可番号(役務取引許可): ①返送に係る輸出

件

②返送に係る技術の提供

提供開始時期	提供地	取引の相手方の氏名又は名称 及び住所・居所又は所在地	提供技術の概要

- (注1)報告の対象となる期間内における同一の相手方への一連の技術提供については一つにまとめて記載すること。
- (注2)貨物に内蔵又は付随する技術データ(プログラムを含む。)の返送については記載不要。